# 令和4年度

# 羽島郡二町教育委員会 点 検 評 価 委 員 会



ししまろ&ねぎっちょ



かさまるくん&かさまるちゃん

# 令和4年度羽島郡二町教育委員会点検評価報告書

## 目 次

羽島郡二町教育振興基本計画(令和元年度~令和5年度)の 教育指針「方針と重点」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
基本目標1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成・・・・・ P2
基本目標 2 他者と共に社会の持続的な発展を牽引できる多様な力の育成・・・・ P 3
基本目標3 生涯学び、生かし、活躍できるようなスポーツ・文化など学びの環境の整備・・・・P4
基本目標 4 学びや育ちを支え、誰もが社会の担い手となるセーフティネットの構築 ・・・・P 5
基本目標 5 教育施策推進のための教育基盤の充実・・・・・・・・ P 6 ~ 8
【その他資料】 ・羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領・・・・・・・・・ P9 ・羽島郡二町教育委員会点検評価実施細則・・・・・・・ P10
・羽島郡二町教育委員会点検評価委員名簿・・・・・・・・ P11

	~「家庭・社会の期待に応え		学び、社会の一員として貢献でき めに必要な力の意成した「個性や能力を発展	らる社会人の育成 して活躍し、学び続ける、活力と連帯感のある人づくり」~			<b>評価内容</b> 評価…4段階 A:75%~	B:74%~	·60% C:40%~59% D:~39%)
No	基本目標	施策	重点内容		評価	%	児童生徒用評価内容	評価 %	改善の手立て
		①何を学ぶかをはっきりさせ、 その学びの過程を質的に高める 授業	「「こうな日待(「技术マーノエスト4」の意	□ねらいや評価規準を明確にし、達成のため、学習状況 見届けの方途をもって授業に臨み、授業終末には児童生 徒の学習姿勢や教科の学び方を評価することで、児童生 徒が自らのよさや成長を実感できる授業づくりに努めて いる。 □学校の授業と家庭での学習のつながりができるよう、			□自分の考えや、できるようになったことや分かったことを、実演や発言などで仲間に伝えたり、ノートに書いたりしていますか。		
				タブレットパソコンも活用しながら、家庭学習について 指導の充実に努めている。			□進んで家庭学習に取り組み、できることや分かることを確かめたり、増やしたりしていますか。		
	夢と自信をもち、可 能性に挑戦するため	②豊かな心の醸成		□児童生徒が自己の生き方についての考えが深まるよう、単位時間の授業の指導方法の改善に努めている。			□自分の思いや考えと仲間の考えや思いを比べたり、仲間の思いや考えを聞いたりして、自分の思いや考えを広げたり、深めたりしていますか。		
	に必要な力の育成	③運動に親しみ、進んで健康安全に取り組む指導	イ:タイムマネジメントでき、自らの健康 管理ができる指導	□家庭と連携し、望ましい生活習慣づくりが構築できる よう指導している。			□十分な睡眠をとり、朝食を食べて登校していますか。		
		④国際理解教育の推進	ア:小学校の外国語教育の実践(小学校) イ:All Englishによる授業の実践(中学校)	□英語を使って進んでコミュニケーションを図ろうとする活動を位置付けている。(小中) □生徒の発達段階を踏まえたAll Englishの授業を行っ ている。(中)			□英語を使って進んでコミュニケーションをしていますか。 □英語の授業では、ほぼ英語だけで学習しようと努めていますか。(中)		
		⑤特別支援教育の充実	ア:一人一人の障がいの状態やニーズを把握し、可能性を伸ばす指導 ウ:保護者、医療、福祉等関係機関との多様な連携協力を通して、一人一人の育ちを支援する教育の充実	□特別な支援を要する児童生徒に対して、具体的な配慮 事項を明らかにし、それに応じた学習活動や環境の設 定、働きかけ方等、指導支援を工夫改善している。					
			イ:一人一人の願いを支援し、自己充実 感につなぐ指導	□児童生徒の言動のよさを認めるとともに、その言動に 至る願いや思い、過程等のよさを価値付けている。					
	②リーダーを育成し、児童会や生徒会の充実を図る  社会の持続的な発展を牽引できる多様な力の育成  ③格学校の特色ある活動の推進  ③格学校の特色ある活動の推進  ④児童生徒の自己指導能力を高いる指導  ⑤いじめ・不登校防止や解決のための継続的な指導	ウ:学級や児童会・生徒会役員等との懇 談を充実し、願いを実現につなぐ指導	直刊り、日前り安の具体を共有りる等して、子級・子 年・学校全体でその実現に向け支援している。			□よりよい学級をつくろうと、目標に向かって仲間と共 に話し合ったり、活動したりしていますか。			
		③各学校の特色ある活動の推進	イ:児童生徒が自治的で自立的な活動 をつくりあげる指導	□「柱となる活動」の目指す姿の具体を児童生徒と共通 理解し、児童生徒が自慢とする活動になるよう、常に願 いや具体的な目指す姿と活動を結びつけて価値付けてい る。			□学校の自慢を言えますか。その自慢をもっと自慢にで きるよう活動していますか。		
2			ア:児童生徒に寄り添い、よさを見つけ 伸ばす積極的な生徒指導の推進	□毎日の生活や学習、各種行事等の教育活動を通して、 児童生徒のよさや成長を見出し、評価することで、児童 生徒の自己肯定感や自己有用感を高める指導援助に努め ている。			□自分が立てた目標に向かって、仲間とかかわりながら 粘り強く取り組んでいますか。		
		ための継続的な指導	ウ:いじめの早期発見と組織を生かした 継続的な指導	□「いじめ」に係る人権感覚を高め、児童生徒の状況を 把握するとともに、意図的な取組による個の居場所づく りと集団の絆づくりに努めている。 □児童生徒の状況の把握や早期の相談の機会の設定等、 未然防止策に全職員で取り組んでいる。			□仲間が嫌だなと感じることを言ったり (インターネット上を含む)、したりせず、仲間がうれしいな、もっとがんばりたいなと思うようなことを言ったり、したりしていますか。		
	生涯学び、生かし、	②年齢を縦に繋いだ地域の教育 カの向上	エ:学校運営協議会を柱とした地域と共 にある協働の学校の仕組みづくりの充 実	□地域学校協働活動推進員と連携し、児童生徒が地域や 地域の方と関わることができるように働きかけている。			□地域の様々な行事に進んで参加したり、地域の方とふれ合ったりしていますか。		
目標3	目 活躍できるようなス 標 ポーツ・文化など学 3家庭の教育力の向上 ア:ボランティア手帳の活用と一家庭 □学校や家庭・地域のボランラ ボランティア実践 □学校や家庭・地域のボランラ ボランティア実践	□学校や家庭・地域のボランティア活動の意義を語り参加するよう児童生徒に働きかけている。 □ボランティア手帳を効果的に活用させている。			□学校や家・地域でのボランティアに進んで参加していますか。				
	びの環境の整備	⑥豊かな心を育む教育の推進	ア:今日的な人権課題に基づいた人権 教育の推進	□児童生徒に寄り添い、適切な言動で指導・援助している。			□学校や家や近所で「あったか言葉」を使って話していますか。		
		①健康な体つくりの推進	ウ:学校生活管理指導表の作成と活用	□学校生活管理指導表をもとにして、該当児童生徒をは じめ、配慮を要する児童生徒を確実に把握し、保護者と の面談等を通して確実に対応している。					
目  標   4				□場や時などを幅広く想定した「命を守る訓練」等を実施する目的や意義を自分事として捉える指導や、各教科での防災に係る指導等を行い、年間を通して、児童生徒自らが危険を回避する力を高められる指導を行っている。			□「命を守る訓練」等では、自分の命は自分で守ろうと、自分で考えて行動したり、進んで真剣に取り組んだりしていますか。		
	学びや育ちを支え、 誰もが社会の担い手 となるセーフティー ネットの構築		ア:自転車の安全利用の推進、損害保 険への加入等、交通安全意識の高揚	□全教育活動を通して、交差点ではドライバーとアイコンタクトするなど、「自分の命は自分で守る」意識を高める指導を行っている。			□目転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶっていますか。 □交差点では、「ドライバーとのアイコンタクト」に心 がけていますか。		
		④学校施設設備の整備	イ:学校安全点検の実施と確実な修理	□「手」、「目」、「耳」で確かめるなど、遊具や運動施設の安全について確実に確認している。 □普段あまり使用しない設備も含め、設備すべての危険 箇所・修繕箇所の状況を把握し、確実に対応している。			□けがをしないように約束を守って、学校の遊具、サッカーゴールなどの施設や道具を使っていますか。		
		⑤情報活用能力の育成	ウ:ICT及びデジタル教材等の効果的な活用による学びの充実	□興味・関心を高め、「できた、分かった授業」につな げるため、デジタル教科書や電子黒板、タブレットパソ コン等を積極的に活用している。			□電子黒板や書画カメラ、タブレットパソコンなどを 使ったことで、より勉強が分かるようになりましたか。		

# <u>目標1 夢と自信をもち、可能性に挑戦するために必要な力の育成</u>

重点施策	重点内容	評価	今年度の成果と次年度の方向	評価者の意見
<ul><li>①何を学ぶかをはっきり</li><li>させ、その学びの過程を</li></ul>	ア:ねらいや評価規準を明確にし、指導・評価・補充のサイクルを意識した責任ある指導(「授業マニフェスト4」の徹底)		□羽島郡「授業マニフェスト4」がすべての学校に浸透し、どの授業でも見通しをもった授業を展開している。	・子どもたち自らが、『学び合い』の良 さを感じることができるように授業改善
質的に高める授業	ウ:授業→復習→授業のサイクルを習慣化し、学力を高める家庭学習の充実(家庭学習の習慣化)	В	□各学校において、全国学力・学習状況調査を行い、結果と照らし合わせて弱点の克服に向け、指導改善プランを作成し、理解・習得が十分でない内容の確認と指導の改善を図った。 □家庭学習の見直しを図り、計算や漢字のドリル問題などの反復練習のみだけでなく、興味・関心のある事柄についての調べ学習に取り組むこともできた。 □家庭学習においても一人一台端末を積極的に活用し、学習の定着に努めている。今後各校の取組を交流し、さらに活用を推進する。 ■学校間で家庭学習の取組について交流するなどし、さらに家庭学習の充実と質の向上を目指す。	<ul><li>・自分の課題や興味について、家庭学習ができているのはよい。</li><li>・タブレットを使いながらスキルアップしていってほしい。時には、タブレットを利用しないとできない課題等も検討して進めていただきたい。</li></ul>
②豊かな心の醸成	ア:物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める授業	Α		・多様な価値観の人々と協働していく態度を育てることは必要なことであり、そのためにも社会教育や福祉等ともさらに連携を進めていただきたい。
③運動に親しみ、進んで 健康安全に取り組む指導	イ:タイムマネジメントで き、自らの健康管理ができ る指導		□小学校では、児童保健健康委員会が中心となって体力づくりにつながる活動を位置付け、コロナ禍においても運動する時間を確保している。また、各学校では、定期的に睡眠・起床時刻、食事等の生活習慣を振り返る取組を位置付け、望ましい生活習慣づくりを目指した指導をしている。 □新型コロナウイルス感染症対策のための指導を継続し、保護者にも啓発を図るようにしている。また、養護教諭や栄養教諭が中心となり、児童生徒の生活実態を把握し、それをもとに健康指導、食育等について保健だよりなどで家庭への啓発をしたり連携を図ったりしながら児童生徒の健康管理及び指導に努めている。 ■運動に親しむとともに、目標をもって継続的に取り組む活動を意図的に設けるなど、児童生徒の体力が低下しないよう継続的に運動の時間を確保するとともに、望ましい生活習慣づくりの構築に向け、家庭との連携や啓発の工夫をさらにしていく。	・来年度以降も、学校が一体と なって組織的に進めていることに
④国際理解教育の推進	ア:小学校の外国語教育の実践(小学校)	В	□ALTや小学校外国語指導助手を活用し、発達段階に応じて、児童が興味・関心をもって進んでコミュニケーションを図ろうとする活動や教材の工夫を行っている。 □小中学校英語研修会を行い、小中での指導実践について共通理解・連携を図っている。 ■中学校区ごとの学習到達目標を作成し、小中で共通理解を図り見通しをもって指導をしたり、中学校区内の小学校が共通のパフォーマンステストを実施することができるようにしたりして、小中連携して児童生徒の技能向上を図る。	
	イ:All Englishによる授業 の実践(中学校)		□学習内容に関する興味・関心を高めたり、英語のインプット量を増やしたりするために、生徒の実態に応じて、 Classroom Englishをはじめ、All Englishによる授業を心がけている。 ■ALTやデジタル教科書等を有効活用しながら、All Englishによる授業の定着を図り、より多く、より良質な英語のシャワーを浴びることができる機会を増やし、生徒の技能の習得や向上を目指す。	・国際理解教育の観点から、外国語だけに限らず、広い観点から国際理解教育を進めていただきたい。
⑤特別支援教育の充実	ア:一人一人の障がいの状態やニーズを把握し、可能性を伸ばす指導ウ:保護者、医療、福祉等関係機関との多様な連携協力を通して、一人一人の育ちを支援する教育の充実	Α	□各校では、担任や通級指導教室担当者及び特別支援学級担任と連携して支援するとともに、校内支援委員会等を活用しながら全職員で情報共有し、組織的、継続的に、適切な教育支援を行っている。 □児童生徒の実態について校内で交流し、特別な支援が必要な児童生徒及び保護者と教育相談を行い、合意形成を図りながら、支援内容や就学先を検討したり、発達検査や医療の受診等につなげたりすることができた。 □小・中学校の教員、幼保・認定こども園、町の福祉や療育機関とで情報共有を行ったり、チームを組んでの幼保・認定こども園への巡回訪問活動等を通して、早期からの途切れのない適切な支援が実施されるようになってきている。(今年度は新型コロナ感染症対策のため、規模を縮小) ■特別な支援や配慮が必要な児童生徒について、校内での情報共有の仕方を工夫するとともに、医療機関やスクールカウンセラー・スクール相談員など、関係諸機関とも連携しながら、児童生徒にとってよりよい支援の充実を目指す。	<ul><li>・スクールカウンセラーと適切に連携されていることが、子どもの安定した心に繋がっているように感じる。</li><li>・今後も様々な外部機関とも連携を図りながら進めていただきたい。</li></ul>

# <u>目標2 社会の持続的な発展を牽引できる多様な力の育成</u>

重点施策	重点内容	評価	今年度の成果と次年度の方向	評価者の意見
	イ:一人一人の願いを支援し、自 己充実感につなぐ指導	A	□「キャリア・パスポート(自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたポートフォリオ)」の活用を通して、小中9年間を見通したキャリア教育の見通しをもち自己有用感の醸成や自己変容の自覚に結びつけることができつつある。 ■「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、地域の方等を招いた授業や行事を企画していき、幅広い地域住民等(高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等)と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていく実践を継続する。また、キャリア教育は、総合的に育成することが必要である観点から、道徳や特別活動、総合的な学習の時間、教科等の横断的な指導により、児童自らの「生き方」を考えさせていく。夢や志をもった人の生き方に触れることができる機会をもつようにする。	<ul><li>・PTAの講演会等の子どもたちの様子からも、生き方や職業に関わることを求めていることを強く感じる。</li><li>・コロナも緩和傾向にあるので、さらに地域の方々を活用した取り組みを進めていただきたい。</li></ul>
し、児童会や生徒会	ウ:学級や児童会・生徒会役員等 との懇談を充実し、願いを実現 につなぐ指導	Α	□新型コロナウイルス感染症感染防止対策を踏まえた学校運営を行うことで、開催できた体験的な活動である学校行事や児童会・生徒会活動を通して、全校又は学年の児童生徒で協力して、よりよい生活づくりに積極的に参加しようとする態度を育てることができている。 □多くの児童・生徒に代表委員、委員長、班長、係長等のリーダーとして活躍する場を設定し、リーダーが決定できる裁量を大きくする等工夫することで、リーダーシップを発揮することができたり、自己有用感をもつことができたりしている。 ■生徒会活動や児童会活動に自発的、自治的に取り組んだという自信と意欲につなげるため、集団として意見をまとめる話合い活動の充実を図る。また、集団としての意見をまとめるためには、小学校での学級活動や児童会活動での経験の積み重ねが重要であることから、小学校における学級活動の充実を図るとともに、中学校ではリーダー研修会や講習会等を計画的に実施していく。児童・生徒が自主的に企画、運営すること大切にし、リーダーが放送等で全校に呼びかける場を増やし、それを受けてリーダーを中心として、取組を充実させるよう指導していく。リーダーの思いに耳を傾け、理想の姿を具体的に描き、共有できる時間と場を設定する必要がある。あわせて、取組活動の価値を児童生徒が共通理解することを徹底したい。	<ul><li>・小学校と中学校等、校区の関わりの中で、 子どもたちが育っていっているのは素晴らしいことである。</li><li>・リーダーの育成はいかなる場合も難しいが、今後も大切に育てていっていただきたい。</li></ul>
	イ:児童生徒が自治的で自立的な 活動をつくりあげる指導	Α	□新型コロナウイルス感染症防止対策を行いながら、コロナ禍でも学校の柱となる活動(挨拶や掃除、学習など)を掲げ、どの学校も特色のある学校文化の創造に取り組んでいる。また、伝統や校風としてそれらの活動を継承することで、児童生徒の豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育んでいる。 ■児童生徒が自慢だと思う意識があまり高くない現状を踏まえ、活動の目的と、活動の価値について、児童生徒を含めた学校全体で見つめ直す機会を設けるよう促す。また、特色ある学校文化の創造は、地域文化の創造とも関わることから、「地域との連携」を大切にしながら、「社会貢献」の視点をもたせ、児童の自主的・創造的な活動の場を位置付けるように促す。そのことを通して、児童・生徒が各校の自慢を自覚できるようにしていく。	・『社会貢献』の視点を持たせていくことは、 自己肯定感の側面から考えても必要なこと である。 ・保護者等の価値観の違いが子どもたちに 反映する部分も大きいと感じるので、地域と の価値観の共有を進めていただきたい。
④児童生徒の自己指 導能力を高める指導	ア:児童生徒に寄り添い、よさを見つけ伸ばす積極的な生徒指導の推進	Α	□夏季休業・冬季休業前の「個人懇談会」で、児童生徒一人一人の成長や頑張りを自分の言葉や1人 1 台端末を活用したプレゼンテーション等で保護者に伝える活動を位置付けることにより、自己肯定感の向上を図るとともに、教職員の児童生徒理解の深化につなげていくことができた。 □各行事と日常生活を関連付けながら、仲間とかかわり合い、目標に向けて粘り強く取り組む活動を仕組むことで、自己指導能力の育成にあたった。 ■自己指導能力の育成には、児童生徒理解と信頼関係の構築が基盤となることから、児童生徒が定期的に目標を振り返り、教師が見届ける指導・援助をするとともに、児童生徒のかかわり合いを大切にした活動の中で、自分自身の成長を自己評価し、仲間から必要とされていることや役に立っていることを実感できるようにする等、児童生徒と共に歩む教師の姿勢を充実させていく。	<ul><li>・教師や保護者が子どもの頑張りを見つける目を持つことと、価値づけ方を学ぶことが大切になっていると感じている。</li><li>・子どもたちがさらに認められる機会を増やしていっていただきたい。</li></ul>
⑤いじめ・不登校防 止や解決のための継 続的な指導	ウ:いじめの早期発見と組織を生かした継続的な指導	Α	□定期的に「心のアンケート」や「Hyper-QU」を実施し、学校体制で分析した。その結果と日常の児童生徒観察等を基に、児童生徒の居場所づくりや仲間づくりに生かした。また、この結果を不登校の未然防止、いじめの早期発見・早期解決にも生かしている。また、いじめ事案の発生時には組織で対応に努めている。 □事案によっては、ケース会を開催し、町福祉部局とも連携を図りながら組織的に対応している。 □教育相談専門員、教育支援センター、SC、SSW等との連携による教育相談体制の充実を図り、早期対応に努めている。 □令和4年度よりスクールロイヤーを設置し、法的な視点からいじめ事案等について指導・助言をいただき、対応に活かしている。 □令和3年度よりいじめ問題対策連絡協議会を2回開催し、関係機関や地域の方に情報を提供し、連携の強化に努めている。また、いじめ問題対策委員会も2回開催し、いじめ問題への取組や対応について、助言等をいただいている。 ※全国いじめ問題子どもサミットに参加(岐南中) ■全ての教職員がいじめ防止対策推進法におけるいじめの定義を確認し、認知すべきものは適切にいじめと認知するとともに、学校を挙げて早期発見に向けた取組を行う。 ■各校の「いじめ防止基本方針」に沿って、組織的な対応をするとともに、不登校の未然防止のために、居場所づくりと絆づくりのバランスに配慮した取組を行う。 ■コンプライアンス意識の向上を図るため、校長会等で管理職に対する研修を継続する。	<ul> <li>・スクールロイヤーの導入が、子ども、保護者、学校にとって大きな役割を果たしていることは成果である。</li> <li>・いじめ等のトラブルは、起こるものであると思って関わっていく必要もあると考える。自己肯定感を高めることをさらに進めていただきたい。</li> <li>・地域や様々な機関の力を借りる等、外部との連携をさらに進めていただきたい。</li> </ul>

# <u>目標3 生涯学び、生かし、活躍できるようなスポーツ・文化など学びの環境の整備</u>

重点施策	重点内容	評価	今年度の成果と次年度の方向	評価者の意見
②年齢を縦に繋いだ地 域の教育力の向上	エ:学校運営協議会を柱とした 地域と共にある協働の学校の仕 組みづくりの充実	В	<ul> <li>□感染症対策を十分に行いながら、各学校で児童生徒が地域の方と関わる活動やふれあいが進められた。学校運営協議会が携わる活動や、児童生徒が大勢の地域の方とふれあう活動も行われ、児童生徒にとって豊かな体験の場となっている。         <ul> <li>・本の読み聞かせ、クラブ活動の講師、登下校の見守り、あいさつ運動など。</li> <li>・地域の歴史、伝統文化、自然、環境、キャリア教育、平和学習等の講師として地域の方が教育活動に関わる。</li> </ul> </li> <li>□各町に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校との橋渡し役を担っている。各学校の教職員が、推進員の役割について理解し活用しつつある。推進員の働きが教育活動の充実につながっている。</li> <li>・地域講師の発掘と人材整理、地域の情報収集(環境学習、職業講話、歴史、文化財、自然など)・地域のボランティア活動の整理と啓発、学習支援ボランティアのコーディネート</li> <li>■地域と学校との関わりについては、今後も推進員が中心となり、学校管理職や社会教育主事、学校運営協議会と連携し、よりコーディネートしていけるようにしていく。児童生徒、教職員、地域住民が、地域と学校が関わることの楽しさやよさを理解するようにしていく。</li> </ul>	<ul> <li>・学校の教育活動に関わった地域の方から「講師として子どもたちと触れ合えてよかった」という声がある。</li> <li>・地域学校協働活動は、児童生徒や教職員に周知され理解度が増してきた。さらに認識を広げていきたい。</li> <li>・学校運営協議会は、参加者が当事者意識をもつことが大切である。教育方針の承認で終わらず、地域でできることまで協議できるとよい。学校と地域が一緒になって児童生徒を育てていく。</li> </ul>
③家庭の教育力の向上	ア:ボランティア手帳の活用と 一家庭ーボランティア実践	В	□各学校で、ボランティアの値打ちや内容紹介、ボランティア手帳の活用、取り組んでいる児童生徒を認め広める指導を継続的に行い、児童生徒の意識は高まりつつある。手帳への認め励まし(コメント)、取組や感想の紹介、通信や放送での啓発、委員会等でボランティア活動の場を仕組むなど工夫した取組があり、各学校の実態に応じた取組を継続していきたい。 ・ボランティア表彰数は次のとおりである。	・多くの中学生がボランティアとして地域行事に参加している。自分の分担を終えると仲間を手伝う中学生もいて、思いやりのある姿も見られた。 ・自分たちでボランティア活動を見つけ、築いていくことを目指したい。 ・各家庭でのボランティア活動もできるとよい。
⑥豊かな心を育む教育 の推進	ア: 今日的な人権課題に基づい た人権教育の推進		□各学校で、一人一人を大切にする指導や、温かい人間関係の醸成に全校体制で取り組んでいる。 ・児童生徒の言動を注意深く見届け、一人一人に寄り添った指導・援助を心がけている。 ・全教育活動の中で、温かい言葉遣いや行動、一人一人のよさの認め合いについて取り組んでいる。 ・児童生徒を主体とした活動(ひびきあい活動)が行われ、人権尊重の気風作りを推進している。 (よかったよカード、ありがとうレター、あいさつ運動、人権集会の取組など) □夏の人権教育研修会では、子どもの権利や子どもを真ん中にする考え方について理解を深め、人権感覚を高めることができた。子どもにとって安心できる大人になること、子どもが自分の中にある力を発揮できる場や環境を整えていくことなど、学びの多い研修会となった。 ■日々の取組や研修の場を更に充実させ、人権問題を誰かの問題ではなく、自分の問題として捉え、人権を尊重することの大切さや今日的な人権課題について考えていくようにする。(啓発活動強調事項17項目より)・子どもの人権、感染症に関連する偏見や差別、インターネット上の人権侵害など	・新型コロナ感染者へのからかいや、いじめは起こっていない。保護者や社会の風潮が子どもたちにも広まっている。 ・生きづらさをもった多様な子を受け入れ、認めていくよう更に指導していく。

# <u>目標4 学びや育ちを支え、誰もが社会の担い手となるセーフティーネットの構築</u>

基本目標	重点施策	評価	今年度の成果と次年度への方向	評価者の意見
①健康な体つくりの推進	ウ:学校生活管理指導表の作成 と活用	A	□「学校生活管理指導表」をもとに、保護者との面談を実施し、児童生徒の状況把握、学校生活及び給食での対応等について確認し、徹底した指導・対応ができるよう、校内で情報を確実に共有した。 □羽島郡夏季研修講座にて食物アレルギー対応についての講座を開き、研修機会を設けて、緊急時の対応等について学ぶことができた。 ■給食を安全に提供できるよう食物アレルギー対応マニュアルを見直し、給食センター、学校、保護者がさらに連携を図り、丁寧に対応する。今後も、学校生活管理指導表をもとに、保護者との面談を実施し、一人一人に対して適切に対応できるようにする。	<ul><li>・子どもの疾病の多様化で、様々な対応が必要であるが、複数の職員で対応されていることが大切であるので継続していただきたい。</li><li>・身近な学校で起きた事例をもとに啓発活動を進めていただきたい。</li></ul>
②学校防災体制の充実	ア:場・時・役割や想定を幅広く 考え、工夫して行う防災訓練 (命を守る訓練等)の実施	A	□学校ごとに「学校安全計画」「防災計画」「危機管理マニュアル」等が整備され、異なる場面を想定した実効性のある「命を守る訓練」が年3回以上、意図的・計画的に実施されている。自分の命を守るために必要な判断力や適切な行動が児童生徒及び職員に身に付いてきている。 □DIG訓練や、垂直避難訓練など、各校の実態に応じた防災訓練を工夫して実施している。 ■コロナ禍が長引き、地域の防災訓練も縮小が続く中、地域での防災意識醸成が難しかった。地域の担い手として、まずは積極的に自分の住んでいる地域の想定される災害・被害、避難の仕方等について理解する必要がある。また、保護者とともに学んだり、DIG訓練を実施したりする等の多様な手法を取り入れ、地域の防災について児童生徒自らが自分事として考える場の設定が必要である。 ■特に「危機管理マニュアル」については、判断基準が示してあるなど実効性のある内容になっているか、必要な項目がすぐに検索できる構成になっているかを点検し、常にバージョンアップを図っていきたい。	・防災については、中学生は地域にとって大切な人材になりえることも含めて、地域との連携した防災を進めていただきたい。 ・学校安全計画・防災計画は、専門家(消防・警察・役場)にアドバイスをいただきながら毎年改善を図って進めていただきたい。
	ア:自転車の安全利用の推進、 損害保険への加入等、交通安 全意識の高揚		□保護者と連携して、交通安全教室や自転車点検を行うとともに、全校や学級の実態に応じて、交通安全について指導した。 □平成30年度より、自転車通学、部活動における自転車使用の許可条件として、自転車損害賠償保険の加入を義務付けた。 □令和4年10月1日から「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入義務化とヘルメットの着用の努力義務について、児童生徒や保護者に周知するよう指導した。 ■おもに、自転車での登下校において軽微な事故が発生している。重大な事故事案発生の可能性があることを常に生徒自身が意識できるよう、継続的な指導を充実させる。 ■「ドライバーとアイコンタクト」を再度徹底して、交通安全の意識を高める指導を繰り返し行う。	<ul><li>・時代の流れもあると感じるが、二人乗り等も見かけることもなく、自転車の乗り方はよくなってきていると感じている。</li><li>・交通安全については、自分を守ることが、相手を守る優しさであることも含めて、さらに指導を推進していっていただきたい。</li></ul>
④学校施設設備の整備	イ:学校安全点検の実施と確実な修理	Α	□学校施設点検は、職員が定期的に施設の状態や備品等の固定、施錠を確実に行っている。 □施設や道具使用のルールが明確になされており、児童生徒がそれをよく遵守している。 ■児童生徒の生命を守り抜くという意識のもと、災害が発生した場合の避難経路の安全確保、施設・備品の倒壊・落下等を想定した点検だけでなく、専門家・業者によるチェックを強化し、安全な学校施設・設備の整備を進める。	<ul><li>・安全点検を確実に行われていることは継続して進めていただきたい。</li><li>・今後も、安全な学校施設・設備を、両町の担当課と連携しながら進めていっていただきたい。</li></ul>
⑤情報活用能力の育成	ウ: I C T 及びデジタル教材等の効果的な活用による学びの充実	Α	□一人一台端末が児童生徒全員に配付され、講師による扱い方の研修会をその都度必要に応じて各校で開催している。また、各校のICT推進委員が中心となり、活用の提案をしたり、職員が進んで勉強会を実施したりしている。そして、タブレットの扱い方、ロイロノートなどの授業支援アプリ、写真の撮影、資料の共有、文章作成等、授業の中で活用しつつある。また、家庭へも持ち帰り、学習サイトへアクセスして家庭学習に取り組んだり、学校から出された課題に取り組んだりするなどの活用も行われている。 □授業の中でデジタル教科書や電子黒板を効果的に活用することができている。 □小学校中・高学年、中学校では、三者懇談において、それまでの自分自身のがんばりを、パワーポイント等を使って分かりやすくまとめて保護者に発表することができている。 □欠席したり、不登校の状態になったりしている児童生徒に対して、オンラインでの授業や朝の会、帰りの会等を実施し、「eamsを利用した遠隔での活動を行うことができた。 ■全ての教員が一人一台端末を活用した授業ができるよう、羽島郡ICT推進委員会での研修に加え、羽島郡内統一した指導計画に基づき、情報活用能力や情報モラルの指導を推進する。また、各校のICT活用授業の実践を交流し、お互いの良さを取り入れられるようにしていく。	・ある程度のタブレットの活用についてはできてきていることを感じている。 ・今後も、外部指導者や専門家による研修、羽島郡ICT推進委員会を活用する等も含め、さらに子どもにとってよりよいタブレットになるように進めていっていただきたい。

# 目標5 教育施策推進のための教育基盤の充実

基本目標	重点施策	評価	□今年度の振り返り ■次年度への方向	評価者の意見
①教職員の資質向上 への取組	ア)二学期制を生かした 個人懇談の活用に よる資質向上への 取組	A	・夏季休業前後に位置付けた「個人懇談会」では、自分の成長や頑張りを自分の言葉で保護者に話すことができるように、一人一台のタブレットを活用する等、児童・生徒の頑張る姿、さらには思いや願いがより伝わるように工夫していくことを、教育委員会での学校訪問を始め校長会・教頭会等で説明、指導する。  □ 夏季・冬季休業前を中心に、「個人懇談会」を開催し、児童・生徒一人一人の成長や頑張りをタブレットも活用しながら保護者に伝える活動が位置付いており、このことで、自己肯定感の向上が図られ、教職員の児童生徒理解の深化につなげていくことができた。  ■ 一人一台のタブレットの活用が進みつつあることを生かして、児童・生徒の頑張る姿、さらに思いや願いがより伝わるように活用の仕方を交流していく。また、児童・生徒の願いに思いを馳せることができる教職員の育成を図る。	<ul><li>・校長会等で働き方改革と資質向上の二つが話題となるが、いろいろな学校のアイディアを取り入れることができる。今後も情報交換をしていけると良い。</li><li>・教育委員会にお願いしたいことは、その都度学校教育課長に伝えている。まだまだできることはあると思うので、一緒に考えていけると良い。</li></ul>
		は向け、システム活用についての交換をはいる。   は導要録、進路指導資料作成などの業務のシステム化が進み、教職がある。	1 仕事の仕方の見直しを図るための岐阜県下統一版校務支援システム導入による校務事務の負担軽減について、より業務負担軽減に向け、システム活用についての交流を図る等、さらなる業務の効率化を進める。  □ 指導要録、進路指導資料作成などの情報の管理に加え、健康診断表も活用が進み、またシステムの活用に慣れたことにより、定型的業務のシステム化が進み、教職員の業務負担の軽減が進んでいる。このことにより教職員本来に係る時間の増加につながっている。  □ さらに業務負担軽減に向け、システム活用の仕方や活用できる業務について交流し、さらなる業務の効率化に努める。	・新しいことに取り組むばかりでは、働き 方改革と逆行してしまい、教育の質を落 としかねない。 職務内容を精査する等、学校の努力で 削減するには限界がある。かといって人 を増やすことは難しいという現状もある。
②教職員の働き方改革への取組の充実	ア)教職員の安全と健康を支える取組の推進	В	2 出退勤時刻、休暇取得、早く帰る日の管理徹底を行い、さらに仕事の効率性を高めるよう教職員の職務内容の精選を図り、教職員の体調面に配慮していく。  □「岐阜県教職員の働き方改革プラン2022」に基づき、休日も含めた客観的手段による勤務時間の正確な把握に努めたり、働き方改革を積極的に進めたことで、時間外在校時間は減少傾向にある。  ■ さらに仕事の効率性を高めることはもちろんのこと、教職員の職務内容の精選を図るなど働き方改革を進めるとともに、教職員の体調面の配慮をし、必要と判断する場合は、産業医の個別面談を積極的に活用していく。	・子ども達の教育に関することにおいては、働き方改革で何でも切ってしまうと逆に子ども達の成長を奪ってしまう。 ・教員だけでゼロからやらなくても、子ども達を育てる機会はあり、活かしきれていないものがあるので、そういう見直しをすることも働き方改革につながるのではないか。
			<ul> <li>中学校における社会人指導者・指導員制度の活用による部活動指導の見直しを進めるため、部活動検討委員会を設置し、地域移行に向けたシステム(運営主体)を構築していく。</li> <li>□ 部活動指導員2名と社会人指導者40名を配置し、休日の部活動指導による教員の負担軽減を図った。休日の指導を担う地域人材の確保に努めるとともに、1部活に対して2名の指導者が配置できるように予算措置を行った。令和5年度からの段階的な地域移行に向けて、羽島郡二町中学校部活動検討委員会を開催した。</li> <li>■ 令和5年度は、学校管理下で、休日の部活動を地域の指導者(希望する教員は兼職兼業申請をして地域の指導者として)で行う。令和6年度以降の地域移行に向けて、羽島郡二町中学校部活動検討委員会で更に検討していく。</li> </ul>	者が熱心さを逸脱してしまうことのないよう、継続していくタイミングで保護者との

# 目標 5 教育施策推進のための教育基盤の充実

基本目標	重点施策	評価	□今年度の振り返り    ■次年度への方向	評価者の意見
	ア)教育委員会会議の 充実	A	□ 教育委員会定例会議は年10回開催され、教育委員会の職務権限に属する次の99件の案件を審議した。 ① 教育委員会規則等法令の制定及び改廃・・・・・7件 ② 教育行政関係各種委員の委嘱について・・・・・34件 ③ 教職員等人事異動、承認に関すること・・・・2件 ④ 教育・(功労者10名、SES 2名)表彰に関すること・・・・・4件 ⑤ 教育委員会予算、決算に関すること・・・・2件 ⑥ 教科書採択に関すること・・・・・3件 ⑦ 教育委員会年間計画・報告について・・・・35件 ③ 教育委員会点検評価報告について・・・・1件 ⑨ 方針と重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・全体的に、今年度の課題を踏まえて次年度の方向性を出し、新しいことを行っていくということだが、教育委員会としても実施すべきことが増える一方になってしまうことが危惧される。 ・事業を増やすことについては、町も教育委員会も一緒に考えていかなければならない問題である。
③教育委員会機能の 強化	イ)教育委員研修の 充実	В	<ul> <li>1 教育委員県外視察研修について         二町の教育の指針や具体的施策の参考となるような他市町の視察について検討し、教育課題を学ぶ機会を設けていく。         今年度は、視察研修を実施する方向で9月の定例会に諮った際、まず、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら日帰りで計画することを決定。11月の定例会で1月31日に京都市立川岡東小学校の研修会に参加することを決定した。「自分の良さに気付き、豊かに人と関わる子を目指して」という研究主題とし、国語科と道徳科を通した「言葉を大切にし、仲間とともに豊かに交流できる子」の育成についての実践・研究について学び、交流を深めることができた。         今後も二町の教育の指針や糸口、あるいは具体的な施策の参考となるような先進地事例の視察内容や視察地について検討し、コロナ禍の状況を考慮しながら、参加方法を工夫する等して実施していきたい。     </li> <li>2 岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会について(感染症の状況を考慮しながら、感染予防対策を万全にして参加)今後の教育行政について研修を深めることを目的とした教育委員の自己研修の場として、令和4年11月11日(金)海津市〇JT文化センターで開催された「社会の変化に対応した学びの在り方を考える」をテーマとした研究総会に教育委員及び事務局職員で支化センターで開催された「社会の変化に対応した学びの在り方を考える」をテーマとした研究総会に教育委員及び事務局職員で表加した。工藤勇一氏の講演会は現在の教育のあり方について考えさせられる内容で、改革の必要性を広い視点から捉えた上で成果をあげられた実践を学ぶことができた。講演会後、テーマ別の分科会に分かれ、県下の教育委員会の優れた実践活動の発表を受け、グループ単位で他地域の教育委員と交流を図ることができたことで課題も明確になり、貴重な時間となった。     </li> </ul>	がら、より二町の教育に活かせる研修を継続実施していくことが必要である。
			<ul> <li>□ 二町の教育活動を進める上で、他市町の現状を知り、他地域との交流をすることは重要なことと考え、今後も教育委員の自己研鑽を進めていく。コロナ禍の状況を考慮した上で、感染予防対策を万全にして参加していきたい。</li> <li>3 その他の研修(教育委員の直接参加行事)について学校行事、地域行事の参加機会を逃さず、積極的に参加することで委員自身の研鑽に努める。</li> <li>・教育委員会から情報提供をしたり、地域の行事等に自主参加したりして、二町の教育行政の進捗状況の把握に努め、定例会等で共通理解を図っている。</li> <li>□ 学校行事や地域の行事については、コロナ禍の影響により実施形態の変更による参加者の制限を余儀なくされるなどしたが、昨年度に比べると、感染予防対策を講じて実施された研修等に可能な限り参加し、委員自身の研鑽につながった。</li> <li>■ 学校行事や町行事に積極的に参加し、様々な交流を通して感じた問題点などを教育行政の改善に資する必要がある。</li> </ul>	・以前に、岐阜教育事務所で実施した例もあるが、研修については、ライオンズクラブ等、外部団体の様々な事業も活用していく方法もあるので、検討してみるのも良いのではないか。

# 目標5 教育施策推進のための教育基盤の充実

基本目標	重点施策	評価	□今年度の振り返り ■次年度への方向	評価者の意見
②松本禾昌会機能の	みと学校の学問的な		学校訪問及び施設訪問について (実践公表会や学校訪問等で行事や授業の参観や懇談会を行い、年間を通して学校の実態及び学校経営の成果を把握する。) ・教育委員と事務局職員が合同で郡内各小中学校を訪問し、授業の様子を参観するとともに、教職員との懇談会を実施するなど広く意見交換をしている。  □ コロナ禍で参加を制限される行事等もあったが、計画的に学校訪問を行い、学校の経営方針や子どもの姿など、現場の様子を効果的に把握することができた。6月に笠松小学校、9月に北小学校で実施し、参観。管理職の先生方との懇談会も設けた。その他の行事にも可能な限り参加することによって、年間を通して継続的に学校の実態をつかむことができた。  各学校の経営方針を共有し、意見交流をすることで、その学校の特色を生かした教育などをより充実できるような指導アドバイスのあり方について工夫していく。  実践公表会 2校 (下羽栗小学校・北小学校)	
(3)教育安員会機能の 強化	京香員会機能の 強化 対象 う)学校の定期的な 参観と懇談の実施	A	□ 11月18日(金)開催の笠松町立下羽栗小学校では、研究主題「聴き合い、学び合う授業の創造」のもと、国語科と音楽科の2教科を軸として授業研究を進めた。それぞれの教科における願う子どもの姿を明確にし、「協働的な学びを生み出す」ための学びの場である「協同学習」を、計画的・意図的に仕組むことで、より質の高い協働的な学びを展開し、さらに、個の学びを充実させる「個別最適な学び」を「協同学習」の中に取り入れて学習を進めることにより、主体的・対話的で深い学びを実現するため、各教科において実践に取り組んでいる。 □ 11月30日(水)開催の岐南町立北小学校では、昭和62年度より30年以上にわたり国語科の研究を継続しており、令和2年度からの3年間はそれまでの「正しく読む力が弱い」という課題を受け、「自ら考え、仲間とともに学び合いながら正しく読む子の育成」を研究主題とし、説明文教材の指導を中心に実践を重ねた。説明文教材を通して「正しく読む力」、具体的には「根拠を明らかにしたり、順序を考えたりしながら読む力」などが身に付くことで、児童に必要な「正しく話す力」「正しく聞く力」につながっていくと考え、研究・実践に取り組んでいる。 ■ 今後も学校経営の成果を把握し、課題解決を図るため訪問事業を推進していく。	・公表会で授業を公開するということは、 忙しくはなるがやり切ったという充実感を 持って終わることができる。それは職員に とっても決して悪いことではなく、今後も 大事にしていくべきである。
	ア)SESの表彰と活用	A	目 的 地道な努力を重ねて、学校教育の推進に顕著な功績を挙げている羽島郡の優秀な教職員を、優秀な教育の専門家(SE S)として認証し、表彰することによって、教職員の資質向上や実践意欲の高揚を図り、各学校の活性化に資する。 羽島郡二町教育委員会の所管に属する学校の教職員で、日頃の職務その他教育に関する実践活動が当該学校の教育表 彰 に向上に貢献し、他の教職員の模範として推奨することができる者。 表彰者 2名(東小学校教諭1名、西小学校教諭1名) 岐阜教育事務所指定研修校連絡会や羽島郡二町教育委員会主催の教務主任会において、積極的に羽島郡内の教育の向上に向けて力を発揮することができた。   ● 令和5年度、夏季研修会の教職員講座の講師として活用していく予定である。	・若い先生方の研修も、教育事務所とも 連携を図り、ディスカッションをするなど 方法を工夫しながら実施していくと良いと 思う。
④教育功労者の 発掘と顕彰	イ)教育功労者の発掘	Α	目的目的:羽島郡の教育、学問及び文化の振興発展に貢献した者を表彰することを目的とする。 表彰 多年、委員会事務局及び委員会の所管に属する学校又は教育機関に勤務して成績優秀なとき。 学校教育、社会教育及び保健体育の振興発展に貢献して、その功績顕著(団体又は個人)なとき。 《取扱い要項》 第2条 20年以上郡内の小中学校及び教育委員会に勤務して成績優秀者 第3条 社会教育関係委員として15年以上尽力し、社会教育の振興発展に貢献した者 社会教育関係団体長として10年以上尽力し、社会教育の振興発展に貢献した者 社会教育関係団体長として10年以上尽力し、社会教育の振興発展に貢献した者 社会教育(含むスポーツ)の指導者として15年以上後進の指導者育成に努め、その功績が顕著な者 文学、美術、音楽、演劇、舞踊、茶華道等の実績が顕著な者又は、郷土芸能保存、普及、文化財の保護に功績が顕著な者 社会教育団体として、設立以来10年以上にわたって活発に活動し、功績が顕著な団体  表彰者:第2条=2名(笠松中主幹教諭1名、笠松中教諭1名) 第3条=1名(岐南町社会教育委員1名)  学校や社会教育分野だけでなく、地域で地道に取り組んでいる方も推薦していただくよう、委嘱履歴の確認と共に関係機関へ呼び かけ、情報収集をする。	

## 羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領

羽島郡二町教育委員会

(目 的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく羽島郡二町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価(以下「点検評価」という。)を行い、羽島郡二町の教育の推進体制を一層充実させ、教育水準の向上を図り、もって町民の期待に応えるために必要な事項を定めることを目的とする。

## (点検評価の実施及び体制)

- 第2条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、点検評価を行う。
- 2 教育委員会は、前項の点検評価を適正なものとするため、外部の学識経験者等によって構成する評価委員会の意見を聴かなければならない。

### (評価事項)

- 第3条 教育委員会は、当年度の教育委員会の事務について、次の各号に掲げる内容の点検評価を実施する。
  - 一 教育委員会の活動状況 教育委員会会議の実施状況、調査活動の状況等
  - 二 事務事業の執行状況 教育委員会の基本方針に掲げる主要施策の執行状況 及びその成果
  - 三 前年度の点検評価結果への対応状況 前年度の点検評価結果において次項 による達成度の評価がCまたはDとされた事務事業に対する対応の状況
- 2 前項の点検評価においては、次の4区分により達成度の評価を行う。
  - A 順調に達成しているもの
  - B おおむね順調に達成しているもの
  - C 達成見込みであるが課題があるもの
  - D 順調でないもの

#### (点検評価の手順)

- 第4条 点検評価を実施するに当たっては、教育委員会事務局各課がその所管する 事務事業等について第一次評価を行う。
- 2 教育委員会は、第一次評価の結果を基に、第2条第2項に規定する評価委員会 の意見を聴いたうえで、教育委員会会議において最終評価を行う。
- 3 教育委員会は、前項の評価結果を報告書にまとめ、議会に提出する。
- 4 教育委員会は、前項の報告書を教育委員会のホームページに掲載し公表する。

#### (庶 務)

第5条 点検評価の庶務は、教育委員会総務課において行う。

#### (委 任)

**第6条** この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項は、 教育長が別に定める。

附目

- 1 この要領は、平成20年12月1日から施行する。 附 則
- 1 この要領は、平成22年 4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要領は、平成27年 4月1日から施行する。

## 羽島郡二町教育委員会点検評価実施細則

羽島郡二町教育委員会

## (目 的)

**第1条** この規則は、羽島郡二町教育委員会点検評価実施要領(以下「実施要領」 という。)に基づく点検評価を実施するために必要な事項を定めることを目的と する。

## (羽島郡二町教育委員会点検評価委員会の設置)

- 第2条 実施要領第2条第2項に定める外部の学識経験者によって構成する評価 員会の名称は、「羽島郡二町教育委員会点検評価委員会」(以下「評価委員会」と いう。)とする。
- 2 評価委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。
  - (1) 教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者
  - (2) 学校関係者
  - (3) 保護者
  - (4) 民間における企業体、団体等の関係者
  - (5) その他教育長が適当と認める者
- 3 評価委員会は、委員6名以内で組織する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と する。
- 5 委員の再任は妨げない。

## (評価委員会の運営)

- 第3条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。
- 2 委員長は、会務を整理し、評価委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員長が招集し、その会議の議長を務める。

## (評価様式)

第4条 実施要領第3条第1項各号に定める点検評価は、別記様式により行う。

#### (点検評価の取り扱い)

第5条 実施要領第4条第3項に定める報告書の議会への提出は、3月定例議会において行う。

## (庶 務)

第6条 この細則の実施にかかる庶務は、教育委員会総務課が行う。

附則

- 1 この細則は、平成20年12月1日から施行する。 附 則
- 1 この細則は、平成22年 4月1日から施行する。 附 則
- 1 この細則は、平成27年 4月1日から施行する。

# 令和4·5年度「羽島郡二町教育委員会点検評価委員」

(敬称略)

	氏 名	備    考
1	古澤哲	<ul><li>・ 細則第2条第2項1号委員</li><li>(教育学その他教育行政に関する専門知識を有する者)</li><li>・ 元県教委学校支援課長、岐阜聖徳学園大学非常勤講師</li></ul>
2	川松雅」	<ul><li>・ 細則第2条第2項2号委員 (学校関係者)</li><li>・ 羽島郡小中学校長会 会長</li><li>・ 岐南町立北小学校 校長</li></ul>
3	安藤 博	<ul><li>・ 細則第2条第2項3号委員 (保護者)</li><li>・ 羽島郡PTA連合会 副会長</li><li>・ 笠松町立笠松中学校PTA会長</li></ul>
4	加藤博	・ 細則第2条第2項4号委員 文 (民間における企業体、団体等の関係者)
5	藤枝豊	<ul> <li>・ 細則第2条第2項5号委員</li> <li>和 (その他教育長が適当と認める者)</li> <li>・ 岐阜教育事務所 教育支援課 学校地域連携係 課長補佐</li> </ul>

令和4・5年度 任期2年(令和4年4月1日~令和6年3月31日)

## 教育委員会事務局

① 教育長野原 弘康② 総務課長石川 恵③ 学校教育課長五藤 政志

④ 社会教育課長 堀内 潤一